公共施設の再配置等に係る方針の策定について

企画政策部

１　趣旨

本市では、平成２８年度に公共施設等総合管理計画を策定し、持続可能な公共施設の管理を目指しているが、より強力にファシリティマネジメントを推進するため、再配置の基本姿勢と各公共施設の具体的な方向性を示す「公共施設再配置方針」を策定する。

また、空き公共施設等の有効活用や処分を強力に進めるため、民間等への売却や貸付け、除却などの考え方を明確にするとともに、事務の手順を改定した空き公共施設等の利活用方針を策定する。

２　方針の位置づけ

公共施設再配置方針は、公共施設等総合管理計画を上位計画とし、各種計画と整合を図りながら、個別施設計画を横断的に調整する役割を担い、空き公共施設等の利活用方針は、事務手順を改定した「空き公共施設等の利活用・処分に係る基本フロー」を含めた庁内の事務処理基準とする。

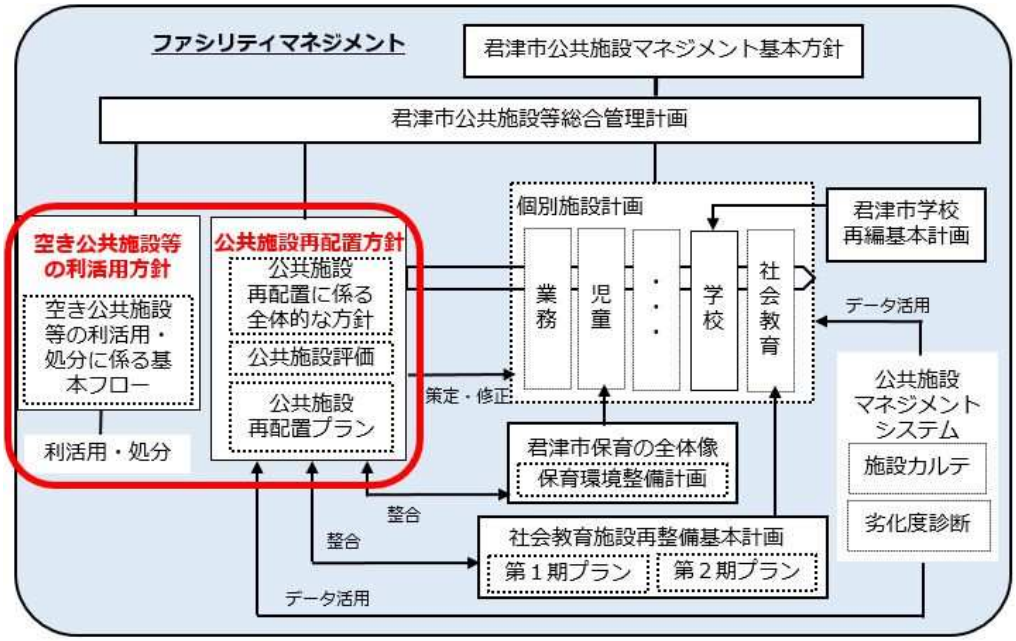

３　公共施設再配置方針

「公共施設再配置に係る全体的な方針」の中で基本姿勢を定めるとともに、公共施設の客観的な評価を行い、「公共施設再配置プラン」において各施設の具体的な方向性を定める。

(1) 公共施設の再配置に係る全体的な方針

以下の７つの基本姿勢を定める。

ア　将来を見据えた施設の配置

イ　事業内容の見直しによる施設の配置

ウ　利用実態を踏まえた施設の配置

エ　地域に必要な施設の配置
オ　再配置によるサービスの維持と向上
カ　防災拠点機能の整備
キ　施設管理運営体制の見直し

(2) 公共施設評価

施設カルテのデータなどを活用した公共施設評価を実施し、各施設の方向性を導きだす。定量的な一次評価と、定性的な二次評価を行った上で、最終評価を出していく。

ア　一次評価

対象施設の「ハード（品質）面」を横軸に、「ソフト（供給・財務）面」を縦軸にし、評価する。

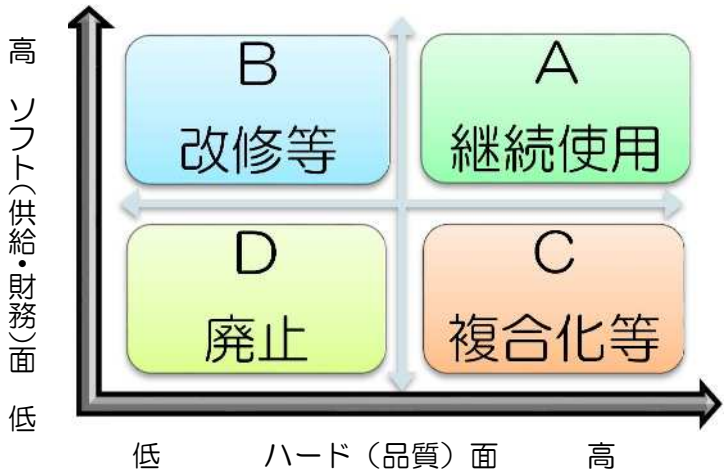

イ　二次評価

一次評価でＢ、Ｃ、Ｄ評価となった施設の防災機能や公共性などをフローチャートにし、利用圏域や代替性を踏まえ、施設と機能の方向性を評価する。

なお、ハード、ソフトともに優れているＡ評価の施設は二次評価を行わない。

(3) 公共施設再配置プラン

公共施設評価の結果をもとにして、客観的に「改修」「複合化等」「廃止」などの各施設の方向性と、その実施時期などを示す。

４　空き公共施設等の利活用方針

次の４つのステップに沿って具体的な検討を行い、利活用等を図っていく。

ステップ１　**現状把握（公共施設のたな卸し）**
施設や土地の現状把握、利活用・処分に向けた課題の整理を行う。

↓

ステップ２　**方針の整理**
施設を他の行政目的に転用するもの、民間等による活用を促進するもの、活用せず除却するもの等に分類し、それぞれの方針案の作成を戦略的に進める。

↓

ステップ３　**利活用・処分の検討**
方針案を総合政策会議等において全庁横断的に協議調整し、利活用方針を決定する。

↓

ステップ４　**利活用・処分の実施**
方針に基づき、他の行政目的への転用を図るほか、民間事業者のノウハウを活用すべく市場調査を速やかに実施するなどして、利活用の具現化を進める。